



国 監 告 第 17 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年2月28日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 小 口 俊 明

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成25年2月4日(月)から平成25年2月14日(木)まで

(イ) 実施

平成25年2月20日(水)

イ. 対象部局

(ア) 健康福祉部保健センター

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成24年度国立市一般会計(歳出)

成人歯科検診委託料 12月分(1月25日支払分)

予算科目 04.01.02.13(07)

支出額 3,095,628円

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成25年2月4日(月)

イ. 資料提出期限 平成25年2月13日(水)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

イ．委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

ウ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(6) 結果

ア 概評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、おおむね良好であったが、以下の事項について要望・意見を記す。

イ 個別事項

(ア) 要望事項

成人歯科健康診査委託は、国立市歯科医師会と委託契約を行っているが、毎年度契約締結を行う前に委託内容について市と国立市歯科医師会で協議を行っている。

この際に最新の歯科医療技術の情報等についても意見を聞き、検診項目等の内容が最新の歯科医療技術に沿ったものであるかの確認を口頭で行っているとのことであった。今後はこの内容を協議書類に記録し、毎回契約締結前に確認するよう手続きをされたい。

(イ) 意見

成人歯科健康診査の受診者で所見があった人について、その後の情報などの追跡調査は行っていないとのことであった。保健センターとして市民の歯科医療実態把握の必要性がある場合には、国立市歯科医師会に情報提供等の協力をいただけるかの相談をされたい。

成人歯科健康診査の受診は誕生月により4つの受診期間に分けて実施している。指定された受診期間に受診できなかった対象者には期間外受診証明書を発行し、受診期間外での受診を可能にしている。

その周知については、市報・ホームページ等で十分に行われるようされたい。

以上